

大阪市軽費老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例案

(趣旨)

第1条 この条例は、社会福祉法（昭和26年法律第45号）第65条第1項の規定に基づき、社会福祉施設（同法第62条第1項に規定する社会福祉施設をいう。）のうち軽費老人ホームの設備及び運営に関する基準を定めるものとする。

(定義)

第2条 この条例における用語の意義は、老人福祉法（昭和38年法律第133号）の例による。

(軽費老人ホームの設備及び運営に関する基準)

第3条 第1条の基準は、次条及び第5条に定めるもののほか、軽費老人ホームの設備及び運営に関する基準（平成20年厚生労働省令第107号。以下「設備運営基準」という。）第1条から第8条まで、第9条第1項、第10条から第21条まで、第22条第1項及び第23条から第33条までに定めるところによる。

(記録の整備)

第4条 軽費老人ホームは、入所者に提供するサービスの状況に関する設備運営基準第9条第2項各号に掲げる記録を整備し、当該サービスを提供した日から5年間保存しなければならない。

(施設長の責務)

第5条 軽費老人ホームの施設長は、第3条に定める基準のうち、設備運営基準第7条、第8条、第9条第1項、第12条から第21条まで及び第23条から第33条までに係る部分並びに前条の規定を職員に遵守させるために必要な指揮命令を行うものとする。

(都市型軽費老人ホームの設備及び運営に関する基準)

第6条 前3条（第3条中設備運営基準第1条及び第2条に係る部分を除く。）の規定にかかわらず、都市型軽費老人ホーム（設備運営基準第34条に規定する都市型軽

費老人ホームをいう。以下同じ。)の設備及び運営に関する基準は、次項に定めるもののほか、設備運営基準第34条から第38条まで並びに設備運営基準第39条において準用する設備運営基準第3条から第8条まで、第9条第1項、第12条から第21条まで、第22条第1項、第23条から第33条までに定めるところによる。

- 2 第4条及び前条の規定は、都市型軽費老人ホームについて準用する。この場合において、同条中「第3条」とあるのは「第6条第1項」と、「設備運営基準」とあるのは「設備運営基準第38条並びに設備運営基準第39条において準用する設備運営基準」と、「前条」とあるのは「第6条第2項において準用する第4条」と読み替えるものとする。

(設備運営基準等の改正に伴う経過措置)

第7条 設備運営基準(設備運営基準を改正する省令を含む。)の改正により、現にこの条例の規定による基準に適合している軽費老人ホームが当該基準に適合しないこととなる場合における必要な経過措置については、市規則で定める。

(施行の細目)

第8条 この条例の施行に関し必要な事項は、市規則で定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成25年4月1日から施行する。

(経過的軽費老人ホーム)

- 2 この条例の施行の際現に存する軽費老人ホームのうち、この条例の施行の日の前日において設備運営基準附則第2条の規定の適用を受けていたもの(同条第1号に規定する軽費老人ホームA型に限る。以下「軽費老人ホームA型」という。)に係る社会福祉法第65条第1項の規定による軽費老人ホームの設備及び運営に関する基準は、第3条から第5条まで(第3条中設備運営基準第1条に係る部分を除く。)の規定にかかわらず、次項に定めるもののほか、設備運営基準附則第3条から第9条まで並びに設備運営基準附則第10条において準用する設備運営基準第3条

から第 8 条まで、第 9 条第 1 項、第12条から第15条まで、第17条から第20条まで、第22条第 1 項及び第24条から第33条までに定めるところによる。

(準 用)

- 3 第 4 条及び第 5 条の規定は、軽費老人ホーム A 型について準用する。この場合において、同条中「第 3 条」とあるのは「附則第 2 項」と、「第 7 条、第 8 条、第 9 条第 1 項、第12条から第21条まで及び第23条から第33条」とあるのは「附則第 7 条から第 9 条まで並びに設備運営基準附則第10条において準用する設備運営基準第 7 条、第 8 条、第 9 条第 1 項、第12条から第15条まで、第17条から第20条まで及び第24条から第33条」と、「前条」とあるのは「附則第 3 項において準用する第 4 条」と読み替えるものとする。

平成25年 2 月 15 日提出

大阪市長 橋 下 徹

説 明

社会福祉法に基づき、軽費老人ホームの設備及び運営に関する基準を定めるため、条例を制定する必要があるので、この案を提出する次第である。

(参 考)

社会福祉法（抄）

（施設の基準）

第65条 都道府県は、社会福祉施設の設備の規模及び構造並びに福祉サービスの提供の方法、利用者等からの苦情への対応その他の社会福祉施設の運営について、条例で基準を定めなければならない。

2 - 3 省 略